

JBCF2024 規程

《JET/JFT/JYT/JMT》

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

2023.09.12 版

(1) 総則・資格

第1条（趣旨）

本規程は、JBCF2024 の加盟および運営に関して以下を目的として定める。

1. JBCF2024 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
2. コミッセールおよび大会運営に係る関係者等の遵守
3. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条（基本規則）

1. JBCF は JCF の加盟団体であり、原則として JCF 競技規則および日本アンチ・ドーピング規程を適用する。尚、JCF 競技規則と重複しない場合に限り UCI 競技規則を適用する。
2. 前項に加え、大会特別規則を定める場合がある。

第3条（用語の定義）

本規程で使用する語の定義は、以下の通り定める。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI：国際自転車競技連合
3. JCF：公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. 学連：日本学生自転車競技連盟
5. 高体連：公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
6. ツアーカテゴリー：JBCF における走力や年代別および性別による競争の区分を指す。区分は以下 7～11 の通り。
 - (1) JPT：J プロツアー
 - (2) JET：J エリートツアー
 - (3) JFT：J フェミニンツアー
 - (4) JMT：J マスターズツアー
 - (5) JYT：J ユースツアー
7. 年齢カテゴリー：UCI/JCF 規則による各暦年中に達する年齢。
 - (1) ユース（U15）：13 歳および 14 歳（2010 年および 2011 年生まれ）に達する
 - (2) ユース（U17）：15 歳および 16 歳（2008 年および 2009 年生まれ）に達する
 - (3) ジュニア（U19）：17 歳および 18 歳（2007 年および 2008 年生まれ）に達する
 - (4) U23：19 歳～22 歳（2002 年～2006 年生まれ）に達する
 - (5) マスターズ：30 歳以上（1994 年以前生まれ）に達する
8. 年度：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日
9. 規程：当該年度の JCF/UCI 規程、JBCF 規程を指す。
10. チーム：本規程に則り加盟登録した原則 4 名以上の JBCF 登録選手を有する団体。

11. 選手：本規程に則り加盟登録したチームに所属し、選手として加盟登録を完了した者。

(1) 登録・ライセンス・参加ツアー・申請・移籍・保険等

第4条（各ツアー登録可能ライセンスおよび年齢制限等）

各ツアー登録可能選手の UCI または JCF ライセンスおよび年齢制限は以下の通り。

1. JPT：17 歳以上（2007 年以前生まれの選手）

ライセンス→ME/MU/MJ

JET：15 歳以上（2009 年以前生まれの選手）

ライセンス→ME/MU/MJ/MY/MM

JFT：15 歳以上（2009 年以前生まれの選手）

ライセンス→FE/FU/FJ/FY/FM

JMT：30 歳以上（1994 年以前生まれの選手）

ライセンス→MM

JYT：13 歳から 16 歳（2008 年～2011 年生まれの選手）

ライセンス→MY

2. ジュニア男子（MU）は原則として JET への登録とする。

但し JPT に属するチームへ加入した場合はこの限りではない。

3. マスターズライセンス（MM）を保持している選手は、JMT または JET のいずれかに登録できる。尚、年度途中での変更は認めない。

4. ユースライセンス（MY）を保持している U17 選手は、JYT または JET のいずれかに登録できる。尚、シーズン途中での変更は認めない。

5. 前年度にユースライセンス（MY）を保持していた選手がジュニア年齢カテゴリーとなった場合は E3 への登録となる。

6. 新規加盟登録する選手が JET に参加する場合は、E3 への登録となる。

7. 2 年間加盟登録または出走が無い選手は、保有カテゴリーを喪失する。喪失後に再加盟登録または出走する場合は、新規加盟登録する選手と同じとする。

第5条（JPT2024 選手の個人資格）

1. JPT への加盟登録については、別途定める「J プロツアー2024 規程」（以下、「JPT 規程」という。）を参照すること。

2. JPT 規程ライダーステイタス（個人資格）に該当しない選手が加盟登録を希望する場合は、チーム代表者から、JPT 規程に則り申請すること。

第6条（加盟登録申請期間）

原則として 2024 年 1 月 15 日から 1 月 31 日までとする。但し、2024 年 2 月 1 日から

2024年最終戦の2週間前までの間、追加申請をすることができる。

第7条（チーム）

1. 原則として4名以上の選手が所属するチームに限り、加盟登録することができる。但し、やむを得ず2名以上4名未満となる場合は、JBCFが加入手続きを行う保険の適用範囲がJBCF公式レース中のみに限られることをチームが予め同意したものとみなす。
2. 前項に拘らず、高等学校および高等専門学校ของทีมに限り、1チーム1名から加盟登録することができる。尚、保険の適用範囲はJBCF公式レース中のみに限られる。
3. 18歳以上のチーム代表者を選任すること。
4. 以下のいずれかの資格を有する者をチームスタッフとして登録すること。
 - (1) JCF公認チームアテンダント
 - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認各級コーチ
 - (3) 日本スポーツ協会公認自転車競技各級指導員
 - (4) UCIの認めるコーチおよびスポーツディレクター資格

第8条（高等学校、高等専門学校および大学チーム）

1. 中学校、高等学校、高等専門学校、大学等のチームは、各学校等の競技部単位でJBCFへ加盟登録をすることができる。いずれの加盟登録においても、予め当該学校長の承認を得ていることが望ましい。
2. 高体連に加盟登録していない学校の選手は、所属する学校のチームまたは他のJBCF加盟登録チームの選手として加盟登録することができる。

第9条（選手）

1. JCF競技者ライセンスまたはUCI競技者ライセンスのいずれかを保持していること。
2. 原則としてJBCFの正式な加盟登録チームの所属選手として加盟登録されなければ、JBCF公式レースに出走することができない。
3. 2024年度中にJBCFに登録する複数チームに同時に所属することはできない。
4. JPCA登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」とする。

第10条（会費等）

会費は、以下の通りとする。

1. チーム代表者は、JBCF所定のうち自らが選択した支払方法に基づき、JBCFに対し下記①②の費用を納入すること。尚、決済手数料は各チーム負担とする。JPTチームは、JPT規程を参照のこと。

① チーム年会費（消費税不課税）

JET2024、JFT2024、JMT2024、JYT2024 チーム年会費

(1) 原則：15,000 円

運営母体が同一の場合でも、チーム年会費はチーム単位で納入すること。

(2) 高等学校および高等専門学校ของทีม：5,000 円

② 選手年会費（消費税不課税・保険加入料含む）

JET2024、JFT2024、JMT2024、JYT2024 選手年会費

(1) 10,000 円/人

尚、競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となる。

2. 選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録がなされ、JBCF 公式レースへのエントリーが可能となる。
3. JBCF は、チーム代表者が申請期間中に会費の支払いを完了しなかったことにより、選手が JBCF 公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何らの責任も負わない。
4. チームは納入した会費について、JBCF に対して返金を求めることができない。
5. チーム年会費および選手年会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものであり、消費税不課税となる。

第 11 条（チームおよび選手、チームスタッフの加盟登録方法）

1. JBCF が指定する期間内に、本規程に則り自らエントリーシステムを用いて加盟登録手続きを行う。尚、加盟登録申請が JBCF の判断により承認されないことがある。
2. 加盟登録手続き方法は JBCF ウェブサイトに掲載の通りとする。
3. 加盟登録後に選手またはチームスタッフ等に変更があった場合、速やかに JBCF 所定の方法により登録内容を変更すること。
4. チーム名の年度内の変更は原則として認めない。但し、JBCF が許可した場合はこの限りではない。

第 12 条（加盟登録の有効期間）

加盟登録の有効期間は以下を除き、当該年度中に限る。

1. 2024 年度中に加盟登録を行った場合は、加盟登録日から有効期間が開始する。
2. チームが加盟登録を取り下げた場合は、有効期間が残存していても即時終了する。
3. チームへの所属関係が消滅した選手は、別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、原則として、有効期間が残存していても即時終了する。

第 13 条（ジャージ登録）

1. チームは、単一デザインのジャージをシステム上で登録する。選手は未登録のジャージを着用して JBCF 公式レースで出走することは原則不可とする。
2. 前項に拘らず、上下一体型のワンピースやスキンスーツ等の場合は、既に登録したセパレート式ジャージと軽微な差異に限り、単一のデザインとみなすことで、選手の出

走を認める。

3. 同一チーム内において異なるデザインのジャージを登録することはできない。

第14条（移籍）

1. 選手は、1シーズン1回に限り、移籍元チームと移籍先チームの双方の代表者の合意により、チームを移籍することができる。
2. 年度中の移籍は、システム上で移籍元チームが発行する選手情報引継コードを移籍先チームが入力することで、自チームの選手として登録を完了することができる。
3. 前項により移籍した選手は、移籍後にエントリーが完了したレースから移籍先チームの所属選手として出走することができる。
4. UCI登録チームは、移籍および脱退についてUCIの定めに従う。
5. JBCFは移籍に関する争いには、一切関与せず責任を負わない。双方のチームが自らの責と費用において、速やかに解決すること。

第15条（資格停止および退会）

1. チームは選手の退会を随時行うことができる。
2. JBCFはチームまたは選手が本規程に違反した場合、当該チームまたは選手の資格停止または退会を行うことができる。

第16条（保険）

JBCFは加盟登録手続きが完了した選手に対し、以下の保険加入手続きを行う。

1. スポーツ安全保険（対象期間：加盟登録手続完了後2週間経過した日もしくは2024年4月1日のいずれか遅い日から2025年3月31日まで）
2. レクリエーション傷害保険（対象期間：加盟登録手続完了日の翌日もしくは2024年開幕戦が開催される日のいずれか遅い日から2024年最終戦まで）

1. 規則・競技運営等

第17条（競技規則）

開催形態を問わずJBCFが開催するレースは、原則として最新のJCF競技規則および大会要項またはテクニカルガイド等に記載の各大会特別規則を適用する。尚、JCF競技規則と重複しない場合に限りUCI競技規則を適用する。

第18条（ペナルティ）

1. レースで発生した全てのペナルティは、原則JCF規則に則り、リザルトまたはコミュニケに記載し、会場、JBCFのウェブサイトまたはSNS等にて掲示する。

また、2024年は通年1スイスフラン=150円の換算とする。尚、同レートが本規程と10%以上乖離した場合は適宜見直すこととする。

2. 前項のペナルティとして罰金を科されたチームまたは選手が所属するチームの代表者は、JBCFに罰金を支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、チームまたは当該選手は次回以降のレースに出走することができない。
3. 当該支払い方法は、JBCFシステムから支払うこと。大会会場では告知のみとし、原則として現金の授受を行わない。

第19条（レース日程等）

JBCFは、JBCF公式レースの開催日、開催日数、時刻および開催地等をJBCFのウェブサイト、SNS等に掲示する。

1. 悪天候、地震等の天災地変、感染症の影響、または公共交通機関の不通その他JBCFまたはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下、「不可抗力」という）によりJBCF公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCFのウェブサイト等に掲示することにより、当該レースを中止または競技内容の変更をすることができる。
2. JBCFは、理由の如何を問わず、大会参加料および年会費等、チームが支払った一切の費用を返金することを要しない。

第20条（使用機材）

使用機材は、原則JCFまたはUCIの規則に適合していることを要する。

第21条（ギア比制限）

1. ユース（U17,15）の選手のギア比規制は、JCF規則に準ずる。選手は、最新のJCF競技規則集に記載のギア比制限の表を参照のこと。
2. 前項におけるギア比制限を課せられた年齢の選手が6位以内に入賞したときは、レース後にギア比の検査を受ける義務がある。

第22条（オンボードカメラ）

1. 選手は、レースでの走行中に“自転車に固定されたオンボードカメラによる”静止画および動画等の撮影をすることができる。
2. 前項の選手がオンボードカメラを装着する場合は、大会当日はカメラを装着した状態で検車（バイクインスペクション）を受ける必要がある。
3. 選手は、撮影した静止画や動画をUCI倫理規程（http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Code-of-Ethics_20181101.pdf）最新版に準じ、他選手、観客等の肖像権に十分な配慮を行った場合に限り、SNS等で公開することができる。但し、JBCFがその内容を不適切と判断した場合、選手およびチームは速やか

に当該静止画および動画の削除に応じなければならない。尚、これらの静止画や動画に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求が生じた場合には、JBCFは一切その責を負わない。

第 23 条 (選手のライセンスコントロール)

1. 選手はレースに参加するため、JCF 競技者ライセンスまたは UCI 競技者ライセンスをライセンスコントロール時に提示しなければならない。尚、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認できれば良い。
2. 前項の確認が出来ない場合、下記事項の確認を経た後、参加することができる。
 - (1) 各都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
 - (2) 自動車運転免許証などの写真入りカード式 ID による本人確認が可能であり、かつライセンス不提示のペナルティを支払う場合
 - (3) JCF 競技者ライセンスを申請済みであることの証明書またそれに準ずる内容を提示した場合
3. JBCF は、前項が確認できた選手に対して、計測タグとフレームプレートを貸与し、ボディゼッケンを配付する。

第 24 条 (チームスタッフのライセンスコントロール)

1. チームスタッフのうち、補給（飲食料、機材等）を行う者、レース随行車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、ライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。尚、提示は現物である必要はなく、前条第 1 項および第 2 項に準ずる。
 - (1) JCF 公認チームアテンダント登録証
 - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員証
 - (3) UCI の認めるコーチ有資格者証
2. レースエントリー時に第 7 条 4 項のいずれかの資格を有するチームスタッフ 1 名以上の帯同を必須とする。

第 25 条 (ゼッケン番号等)

1. JBCF は、選手に対し、大会ごとに計測タグとフレームプレートを貸与する。
2. 前項のフレームプレートを改変することは不可とする。また貸与した計測タグ、フレームプレートまたはその両方がやむを得ず使用不能となった際は、速やかに JBCF に対して再交付を申請すること。尚、計測タグおよびフレームプレートを紛失したチームまたは選手は、JBCF に対し係る弁償として実費を納めること。

第 26 条 (出走サインおよびバイクチェック等)

1. JCF 競技規則に則り、レースに出走する選手は、大会実施要項またはテクニカルガイ

ドで定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに自署すること。

2. 前項のサインシートに自署するときは、機材（自転車の寸法、重量等）、服装および装備（ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、フレームプレート、計測タグ等）の検査を行うため、出走できる状態で臨むこと。

第 27 条（スタート時のラインナップ等）

1. スタート時の紹介およびスタート位置は、以下の通りとする。尚、シーズン初戦は、前年度の最終結果を適用する。

(1) JET2024

- ① エリートリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
- ② クリテリウムリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
※クリテリウムレースのみ。
- ③ ヒルクライムリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
※ヒルクライムレースのみ。
- ④ U19 リーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
- ⑤ 年間総合ランキング 1 位チーム所属選手：チーム紹介、2 列目からのスタート

(2) JFT2024

- ① フェミニンリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート

(3) JYT2024

- ① ユースリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート

(4) JMT2024

- ① マスターズリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート

第 28 条（飲食料の補給）

1. 飲食料の補給を行うことができるチームスタッフは、第 7 条 4 項の資格を有する者のみとする。
2. チームスタッフのうち補給ゾーンにて飲食料の補給を行う者は、所属するチームのジャージまたは他チームとの識別可能なチームウェア等を着用し、補給に必要な最低限の物のみを携帯すること。
3. 前項における補給員の数は、出走選手数が 2 名以下の場合は 1 名につき 1 名以下、3 名以上の場合は 3 名以下とする。

第 29 条（機材の補給）

1. 機材の補給を行うことができるチームスタッフは、第 7 条 4 項の資格を有する者のみとする。

2. 機材補給の可否は、大会ごとに記載される特別規則等において規定する。

第30条（ニュートラルサポート）

1. ロードレースにおけるニュートラルサポートは、原則以下の通りとする。
 - (1) JET2024（E1に限る）
 - (2) JFT2024
2. 他レースへの適用については、大会実施要項または大会特別規則等で発表する。

第31条（貸与物の返却）

1. チームまたは選手は、競技終了後、速やかにJBCFに以下の貸与物を返却すること。
 - (1) 計測タグ
 - (2) フレームプレート
2. 前項の貸与物を返却しなかったチームまたは選手は、速やかにJBCFに対し問い合わせのうえ、返却方法の指示に従うこと。また、貸与物を紛失したチームまたは選手は、JBCFに対し係る弁償として実費を納めること。

第32条（救護）

1. 選手は、レースの出走に際して、健康保険証を持参すること。
2. JBCFは、原則としてレース中における負傷の応急処置または救急搬送のみ対応する。大会後および搬送後の治療、入院および各種手続き等については、選手またはチームの責任で行うこと。

2. ポイント・ランキング・表彰等

第33条（レイティング）

JBCFロードシリーズ対象レースのレイティングは、原則として以下の通りとし、大会実施要項にて決定される。

附則・別表1【JBCF 2024 ロードレース ポイント表】を参照のこと。

- (1) ロードレース：A、B、C
- (2) タイムトライアル、クリテリウム、ヒルクライム：A、B、C

第34条（ポイント）

前条に対するポイントは、以下の通り付与する。

1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。
 - (2) 各レースの着順ポイントは、次条のポイント表に従う。
2. チームポイント

- (1) チームポイントは、JET レースのチーム内上位 5 名の合計とする。
- (2) JFT/JYT/JMT のカテゴリーにおいては、前項に加えて、チーム内獲得ポイント上位 2 名の個人ポイントをチームポイントに加算する。

第 35 条 (ポイント表)

附則・別表【JBCF 2024 ロードレース ポイント表】の通りとする。

尚、チーム移籍時のポイント（シーズン中に選手が移籍したとき）の取り扱いは、以下の通りとする。

1. 個人ポイント：対象選手が保持し、消滅しない。
2. チームポイント：移籍元チームに残る。

第 36 条 (ポイントの持ち越し)

当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンに持ち越すことができない。

第 37 条 (カテゴリーの昇降格)

JBCF は、JET カテゴリーにおける振分けを以下の通り行う。

1. 加盟登録時
 - (1) E1：2023 年度に JPT 加盟登録選手で JPT2024 未加盟登録選手（但し「JPT 2024 ライダーステイタス」を有しない場合）
JET2023 における E1 年間ランキング 250 位以内、および E2 年間ランキング 50 位以内の選手
 - (2) E2：JET2023 における E2 年間ランキング 51～250 位、E3 年間ランキング 50 位以内および E1 年間ランキング 251 位以下の選手
 - (3) E3：前号以外の全選手および新規加盟登録選手
2. 前項により昇格した選手に限り、カテゴリーの自主降格をすることができる。但し、降格できるカテゴリーは 1 つ下位のカテゴリーまでとする。
 - (1) 自主降格申請期間は、今年度の加盟登録完了時から最初に参加する大会のエントリー手続き前までとする。
 - (2) チーム代表者は JBCF に対し、自主降格の選手名を申請すること。
3. JBCF は、国内外レースにおいて優秀な成績を残した選手または客観的に実力があると認められる選手について、当該選手が所属するチームからの申請があった場合、当該選手の登録するカテゴリーを決定することができる。
4. 2024 年 9 月 1 日以降に開催された大会で昇格した選手は降格しない。
5. JBCF は、2023 年度的全レース終了後、前四項に基づき 2024 年度のカテゴリー編成を行う。

第 38 条 (自動昇格)

各レースにおいて優秀な成績を収めた選手は、次レース以降、カテゴリーを自動昇格させる。但し、翌日も連戦する場合は、その次のレースより適用となる。

1. ロードレース

- (1) E2 のレースで 1～6 位の選手：E1 に昇格
- (2) E3 のレースで 1～10 位の選手：E2 に昇格

2. ロードレース以外（チームタイムトライアルを除く）のレース

- (1) E2 のレースで 1～3 位の選手：E1 に昇格
- (2) E3 のレースで 1～3 位の選手：E2 に昇格

尚、カテゴリー内で組分けを行った場合、複数のカテゴリーを混走で行った場合はこの限りではなく、大会特別規則等で別途定めることがある。

第 39 条（自動降格）

下記要件に該当する選手は、期日時点で所属するカテゴリーから一つ下位カテゴリーへ降格となる。尚、本条は、E1 および E2 にのみ適用となる。

(1) 期日：2024 年 7 月末日時点

(2) 降格対象：

E1 カテゴリーにおいては、獲得ポイントが 20 点に満たない者

E2 カテゴリーにおいては、獲得ポイントが 8 点に満たない者

第 40 条（年間ランキング）

1. 個人年間ランキング

- (1) JET リーダー：JET（E1）における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (2) U19：JET（E1）における U19 対象選手（17 歳、18 歳）の個人ポイントの年間累計で決定する。
- (3) JET スプリントリーダー：JET（E1）クリテリウムレースにおける個人ポイントの年間累計で決定する。
- (4) JET クライムリーダー：JET（E1）ヒルクライムレースにおける個人ポイントの年間累計で決定する。
- (5) JFT フェミニンリーダー：JFT における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (6) JYT：JYT における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (7) JMT：JMT における個人ポイントの年間累計で決定する。

2. チーム年間総合ランキング

- (1) 2024 年度の対象レースにおけるチームポイントの年間累計で決定する。
- (2) チームポイントは第 34 条 2 項に基づき算出される。

3. 前二項の各総合 1 位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。

- (1) 優勝回数の多い選手・チームを 1 位とする。
- (2) 優勝回数と同数の場合、当該ポイントに達した最後の選手・チームを 1 位とする。

る。

第41条（年間表彰）

各ツアーの終了後に表彰し副賞等を授与する。

第42条（各レース表彰）

1. 各レースにおいて1～6位の選手が表彰対象となる。但し、JFTにおいては1～3位のみとする。
2. 各レースにおける個人ポイントランキング1位の選手には、リーダージャージを授与する。
 - (1) JFT2024 個人総合1位：フェミニンリーダージャージ
 - (2) JET2024 個人総合1位：JET リーダージャージ
 - (3) JET2024 (U19) 個人総合1位：U19 リーダージャージ
 - (4) JET2024 クリテリウムレース総合1位：スプリントリーダージャージ
 - (5) JET2024 ヒルクライムレース総合1位：クライムリーダージャージ
 - (6) JYT2024 (U17) 個人総合1位：U17 リーダージャージ
 - (7) JYT2024 (U15) 個人総合1位：U15 リーダージャージ
 - (8) JMT2024 個人総合1位：マスターズリーダージャージ
3. 前項のジャージを授与された選手は、JBCF 公式レース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。但し、タイムトライアルおよびクリテリウムでワンピースタイプのジャージ着用を希望する選手は、出走サイン時に申告のうえ、チームジャージで出走することができる。
4. 同一選手が2項の各賞を同時に複数獲得したときは、以下の順で優先着用とする。
 - (1) JET リーダージャージ
 - (2) U19 リーダージャージ
 - (3) スプリントリーダージャージ、クライムリーダージャージ

第43条（リーダージャージの付与関連）

1. 前条のリーダージャージは、1名の選手に対して、1シーズン2枚を上限に授与する。但し、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCF の判断により追加で授与する。
2. リーダージャージにおけるチーム名等の表示は、表彰およびレース時にも可とする。表彰の際に掲示したい場合は、A4サイズ程度かつ貼付け可能な素材（布等）にて、表彰待機場所へ持ち込むこと。
また、レース用ジャージへの貼付は、授与後各チームにて加工すること。
上記に伴う費用の一切は、当該選手またはチーム負担とする。

第 44 条 (公式式典)

表彰式への参加等、公式式典に無断で欠席した場合、当該選手の着順を空位とし、賞状および副賞を没収する。また、JCF 規則に準ずるペナルティを課す。但し、やむを得ない事由があり、事前にレースディレクター等の承認を得たときは、この限りではない。

3. その他

第 45 条 (オープン参加)

本規程または大会特別規則等で定めるオープン参加料ならびに JBCF 所定の金員を支払うことでオープン参加を認める。尚、参加できる大会は大会実施要項にて発表する。

1. JCF 登録者 (JBCF 未登録)

- (1) JBCF への臨時登録を行うことで参加できる。
- (2) 高体連および学連登録の選手が参加する場合は、(1)と同様の扱いとする。各自の所属校における責任者等と協議の上、参加すること。
- (3) 参加可能カテゴリーは、原則自身が所属する JCF カテゴリーに紐づく。
- (4) JCF2024 年ロード強化指定選手 (男女) やそれに準ずる選手、および JBCF が認めた相応の走力を持った選手が、JPT または E1、E2 および F カテゴリーに出場する場合。
- (5) 臨時登録期間は参加大会期間中に限る。

2. JBCF 登録者

- (1) JPT2024 所属の選手が、E1 カテゴリーへ出場する場合は、ロードレースおよびクリテリウムに限り JPT 1 チームあたり最大 2 名までとし、同一大会において、同一選手が JPT と E1 の両方にエントリーすることはできない。
- (2) 加盟登録時に JMT 所属する選手が、当該カテゴリーが開催されない大会において、自身が属するカテゴリーの JET に出走すること。但し 2023 年度末に自身が属していたカテゴリーへの出走とし、カテゴリーを保有していない選手は、E3 への出走とする。
- (3) 加盟登録時に JYT(U17)に所属する選手が、当該カテゴリーが開催されない大会において、JET(E3)に出走すること。

3. JCF 未登録者

- (1) JCF および JBCF へ臨時登録を行うことで参加できる。
- (2) 参加可能なカテゴリーは、自身の年齢カテゴリーに紐づく。
- (3) 臨時登録期間は参加大会期間中に限る。

4. 着順、ポイント付与の対象外とする。

第 46 条 (アカウント管理)

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

第 47 条（個人情報）

1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
 - (1) 加盟登録選手の管理
 - (2) JBCF 公式レースに関する情報発信
 - (3) レースや加盟登録に関する連絡
 - (4) その他、事故や災害、感染症拡大予防のためなど緊急を要する時
2. 前項に加え、JBCF の個人情報取扱いポリシーに従って取り扱われる。

第 48 条（選手およびチームの肖像権について）

1. JBCF の大会やイベント等に参加する際、選手およびチームは、大会やイベント時における肖像を JBCF が宣伝等の目的で使用することにつき、無償で許諾する。
2. 選手およびチームは、選手契約の期間中であるか否かを問わず、自転車競技に関する報道、放送、インターネット等に選手の肖像、映像、氏名等（以下、「選手の肖像等」という。）がアップロードされることを無償で許諾する。

第 49 条（誠実義務）

1. 選手は、JBCF の本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにチームの諸規則を遵守し、チームとの間に締結した契約を誠実に履行する。

第 50 条（ドーピング禁止）

1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
2. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
3. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
4. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めに従う。
5. JBCF 以外の公式レース（UCI レースまたは JCF レース）におけるドーピング検査で陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中に JBCF の公式レースで出走することはできない。選手が JCF の競技者ライセンス申請時に 18 歳未満であるときは、JADA の公式 web サイトを各自確認のうえでドーピング検査実施に関する親権者の同意書を作成し、提出を求められた場合はすぐ対応できるよう準備すること。<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>

第 51 条（禁止事項）

選手は、以下の各行為を行ってはならない。

1. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること

2. 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触すること
3. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
4. その他チームまたはJBCFにとって不利益となる行為を行うこと

第52条（処分）

本規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

1. 累積1回目の違反：注意
2. 累積2回目の違反：警告
3. 累積3回目の違反：次のレースの出走禁止

第53条（免責）

1. JBCFは、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。但し、JBCFに故意または重過失がある場合は、この限りではない。
2. 前項本文によりJBCFが損害賠償責任を負うときは、チームがJBCFに対して支払った金額を上限とする。

附則

JBCF 2024 ロードレース ポイント表

本規程は、2024年1月1日から実施する。

以 上